

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部」 に関するヒアリング結果

実施日時：平成 24 年 2 月 17 日（金） 9：57～10：57

実施委員名：御厨貴委員長、
三輪眞木子委員長代理、
加藤陽子委員、杉本重雄委員、野口貴公美委員、三宅弘委員

説 明 者：総括文書管理者（内閣府大臣官房長）
事務局の事務方責任者（内閣府政策統括官（防災担当））
現場の様子を知る職員（内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当））
（内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害応急対策担当））

会議等の概要

設置期間：平成 23 年 3 月 11 日～現在

設置根拠：閣議決定（平成 23 年 3 月 11 日）

設置目的：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 28 条の 2 第 1 項の規定
に基づき、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震災害を強力に
推進するため

構 成 員：本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣府特命担当大臣（防災）、内閣官房長官、総務大臣、防
衛大臣

本 部 員：本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣、内閣危機管
理監並びに副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長の
うちから、内閣総理大臣が任命する者

開催実績：19 回

主な決定又は了解文書：

- ・災害応急対策に関する基本方針（第 1 回 23.3.11）、
- ・被災者生活支援の体制強化について（第 12 回 23.3.17）
- ・東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の
取組方針（第 17 回 23.5.20）

事務局：特別の事務局名は付していない（期間：平成 23 年 3 月 11 日～現在）。
※事務局長は、内閣府政策統括官（防災担当）が担当。（中央防災会議
主事会議申合せ）
※本部の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）において処理する。（閣
議決定）

1 議事概要・議事録について

○議事概要・議事録は未作成。

(理由)

○今回を含め、これまでの非常災害対策本部等においては、差し迫った危機対応を優先するという観点から、限られた人員と時間の中で、議事録は作成してこなかった。一方で、本部会合の内容等については、

- ①議事内容や決定事項を、記者会見を通じ、随時情報発信すること。
- ②会議の内容について残すべき情報は、会議資料の形で作成・共有・保管するという形で対応してきたところ。

○議事録及び議事概要については、公文書管理法上、作成義務が課せられていないものと理解。今後の会議記録の作成に当たっては、公文書管理委員会での審議結果も踏まえて対応したい。

- ・内閣府では、従前より、記者会見や「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震について」（いわゆる緊急災害対策本部報）の作成・公表により、本部の開催状況、本部での総理等の指示、決定事項なども含め、随時情報を公表している。また、会議資料はきちんと作成・保有している。公文書管理法施行の際に改めて検討を行ったが、こういった従来の方法で、公文書管理法に違反することになるとは考えていなかった。緊急災害対策本部報には、被害情報等で事後的に不正確だと判明した情報を除いて、ありのままの情報をスクリーニングせずに掲載している。
- ・緊急災害対策本部事務局マニュアルでは、「活動記録の作成については緊急災害対策本部事務局が行う」と記載されているが、原子力災害対策本部のマニュアルのような「議事録の作成」の記載はない。また、当該マニュアルには記録係を置くことについての記載はない。さらに、同マニュアルの「活動の記録」とは、緊急災害対策本部報において、全ての記録を集約することであると考え、集約を担当する係もおいている。
- ・会議の内容のメモは作成し、職員間で共有していた。
- ・緊急災害への対応という場面において、限られた人員の中で、記録の作成といった管理的な業務よりも、どうしても、目の前で起こっている状況への対応が優先されていた。また、会議の運営についても、会議開催の直前まで、職員が準備に忙殺されており、記録係を配置するのは困難であった。

2 未作成の議事概要の整備について

○一次資料や当時の関係者からの聴取内容等をもとに、議事内容を記載した文書を整備しているところ。

- ・職員が、会議の内容のメモを作成し、職員間で共有していた。このメモ、会議の配布資料、大臣発言要領、進行メモ等により議事概要を作成し、現在、関係

者に最終確認を取っている。

- ・なお、現時点では当時の記憶がまだ残っているが、もう少し時間が経過すると記憶が薄れてしまう可能性があり、個人差はあろうが、今現在（1年程度）が記憶を呼び起こす限界かもしれないとの意見があった。

3 公文書管理法の周知状況

○内閣府では部内会議及び職員全員にメールで周知しており、公文書管理法第4条についても理解している。

【点検・監査状況】

○平成24年1月18日の文書管理担当者研修会において、点検・監査の概要の説明があり、点検チェックシート案が示されており、2月3日に配布された点検チェックシートを基に現在、内閣府で点検が行われている。

○内閣府では、2月下旬から3月中に監査責任者により監査が行われる予定である。

4 その他

【会議の録音について】

○録音内容及び議事録の公表の取扱いについては、他の会議とのバランスを踏まえ、政府全体の方針の検討が必要と考えている。

○内閣府では、官邸ではICレコーダでの録音が難しく、録音を行うならマイクの設営を行う必要があるが、緊急的に招集される官邸内での会議を録音するためには、録音機能付きマイク設備の事前設置が不可欠であると考えている。

○過去に録音の慣行もない中で、発災直後の差し迫った状況において、録音行為は困難であった。